

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 6 月 19 日（火）第3426号の 3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

公 告

- 競争入札の参加者の資格に関する公告 (水産振興課取扱い) 1
○一般競争入札公告 (水産振興課取扱い) 2

公 告

競争入札の参加者の資格に関する公告

平成30年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成30年 6 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 調達をする物品等の種類

漁業調査船

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。

(1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成30年 6 月 19 日から同年 7 月 6 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8

時30分から午後 5 時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

- (4) 入札参加資格審査を受けることができない者
資格審査要綱第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。
 - (5) 入札参加資格審査結果の通知
入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。
 - (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間
入札参加資格を取得した日から平成30年 9 月30日までとする。
- 5 競争入札の公示の方法
競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第 1 項の規定により、漁業調査船建造について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成30年 6 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量
漁業調査船 1 隻
 - (2) 調達をする物品等の特質等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
入札説明書による。
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第 3 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 2 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第 3 条又は第 4 条の規定による指名停止を受けている者でないこと。
 - (4) 当該建造に必要な船台を有し、かつ、その船台を当該建造に使用できる者であること。
 - (5) 漁業に関する調査、研究及び観測の機能を有する船舶であって、総トン数100トン以上の鋼製のものを、平成20年度以降に建造した実績を有する者であること。
 - (6) 建造された船舶に関する点検、修理、部品供給等のサービス及びメンテナンスについて、その体制が十分整備されており、迅速かつ円滑に対応が可能であると認められる者であること。
 - (7) 建造された船舶に関し、しゅん工後 1 年以内は、鹿児島県内において点検、修理、部品供給等のサービス及びメンテナンスを行う体制（代理店契約、業務提携契約等によるものを含む。）が整備されていること。
 - (8) 当該建造に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある造船業者でないこと。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成30年6月19日から同年7月6日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの確認の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者は、資格審査要綱に基づく入札参加資格を得た後、次に掲げるところにより、2の資格を有することの確認を受けなければならない。

(1) 申請の方法

入札説明書に定める入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料を、直接又は郵便若しくは信書便により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県商工労働水産部水産振興課水産企画普及係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3426
ファックス番号 099-286-5613

(3) 申請書類の受付期間

3の(3)に同じ。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格の確認が入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格の確認結果の通知

入札参加資格の確認結果は、原則として平成30年7月23日までに入札参加資格確認通知書により通知する。

5 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

4の(2)に同じ。

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。)

(4) 入札書の提出期限

平成30年7月30日午前11時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着

のこと。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年 7 月 30 日 午後 2 時

イ 場所 鹿児島県庁 (行政庁舎 1 階) 漁業調整委員会室
鹿児島市鴨池新町10番 1 号

(6) 入札参加資格確認通知書の写しの提出

入札書を提出する際に併せて 4 の(4)の入札参加資格確認通知書の写しを提出すること。

(7) 工事費内訳書の提出

入札書に記載された金額の決定の根拠とした工事費内訳書を、入札書を提出する際に併せて提出すること。

(8) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
4 の(2)及び 5 の(4)に同じ。

6 建造仕様書及び一般配置図の閲覧

建造に係る建造仕様書及び一般配置図は、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧場所

4 の(2)に同じ。

(2) 閲覧期間

平成30年 6 月 19 日から同年 7 月 30 日までのそれぞれの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分 (平成30年 7 月 30 日は午前 11 時) までとする。

7 契約条項を示す場所及び期限

4 の(2)及び 5 の(4)に同じ。

8 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 箇年の間に国 (独立行政法人を含む。) 又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき (その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去 2 箇年の間に国 (独立行政法人を含む。) 又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したと

き（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

10 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

11 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

12 最低制限価格

設定しない。

13 契約書案の提出

落札者は，落札決定通知を受けた日から5日以内に，記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

14 仮契約の締結

漁業調査船建造に係る契約の締結については，鹿児島県議会（以下「議会」という。）の議決を要するため，議決までの間は仮契約とし，議決を得たときに契約が成立するものとする。

- (1) 仮契約締結後，議会の議決までの間に，落札者が地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当することとなった場合又は指名停止を受けた場合は，契約担当者は仮契約を解除することができる。
- (2) (1)により仮契約を解除した場合は，県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

15 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県商工労働水産部水産振興課水産企画普及係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3426
ファックス番号 099-286-5613

16 その他

この調達は，世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

17 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:
Fisheries Research Vessel: 1Unit
- (2) DELIVERY PERIOD:
Specified in the bid explanation form
- (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
11:00 a.m. 30 July 2018
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Fisheries Promotion Division
Commerce, Industry, Labor and Fisheries Department
Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-3426

FAX 099-286-5613